

砥部町私道内における公共下水道管渠布設要綱

平成20年2月14日

砥部町告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、排水設備の整備及び水洗便所の普及促進を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備のうち、私道内に布設する公共下水道管渠（以下「下水管渠」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(私道の要件)

第2条 下水管渠を布設する私道は、公衆用道路の形態を有し、公共性の高い私道で、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 私道の一端が下水管渠を布設している公道に接続していること。ただし、事業計画区域となった日以降に設置された私道を除く。
- (2) 下水管渠の布設が可能であること。

(布設の要件)

第3条 私道内に下水管渠を布設するには、次に掲げる要件が備わったものでなければならない。

- (1) 私道に係る土地の所有者及びその他の権利を有する者（以下「所有者等」という。）全員が当該下水管渠を布設することについて承諾していること。
 - (2) 当該私道に係る下水管渠に下水を排除すべき連たん戸数が2戸以上で、当該工事完了後遅滞なく水洗便所に改造し、又は浄化槽の廃止をすることが明らかであること。ただし、国、地方公共団体、公社及び公団の所有する家屋のみが所在する場合を除く。
 - (3) 当該私道に係る下水管渠の布設を申請する者は、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料が賦課された時点においてこれらを滞納していないこと。
 - (4) この告示により布設した下水管渠に他の下水管渠を連結しても異議の申立てをしないこと。
 - (5) 自然流下により汚水の排除が可能であること。
- 2 町長は、公益上特に必要があると認めたときは、前条並びに前項第2号及び第3号の規定に適合しない場合であっても、この告示を適用することができる。

(申請)

第4条 この告示により、私道内に下水管渠の布設を希望するときは、その代表者は次に掲げる書類を添付した私道内下水管渠布設申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 私道内下水管渠布設申請者名簿（様式第2号）
- (2) 私道の位置図、平面図及び土地所有者等の区画図（様式第3号）
- (3) 私道に係る土地所有者等の下水管渠布設承諾書（様式第4号）
- (4) 私道敷使用貸借契約書（様式第5号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めるもの

2 町長は、公益上特に必要があると認めたときは、前項の私道内下水管渠布設申請書及び私道内下水管渠布設申請者名簿の提出を要しないものとすることができる。

(可否の決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、調査を行い、下水管渠布設の可否を決定し、私道内下水管渠布設可（否）決定通知書（様式第6号）により申請代表者に通知するものとする。

(変更手続)

第6条 この告示により布設した下水管渠を、所有権者等の事情で、布設替又は廃止を希望するときは、私道内下水管渠変更（廃止）申請書（様式第7号）に、布設した下水管渠に係る関係権利者全員の承諾書を添え、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、変更又は廃止について、町長の承認を受けた者は、布設替又は廃止に要する費用を負担しなければならない。

(完成後の所有権)

第7条 この告示により布設した下水管渠の所有権は、町に帰属する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第36号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号〔第 4 条関係〕

私 道 内 下 水 管 渠 布 設 申 請 書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請代表者 氏 名

連絡先（電話）（ ）

法人にあっては代表者の氏名

次の私道に公共下水道管渠を布設して下さるよう必要書類を添えて申請します。

なお、公共下水道管渠が布設された場合には、私道内下水管渠布設申請者名簿署名者は、速やかに排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化工事（又は浄化槽の廃止）を施工することを確認します。

記

1 私道の位置 砥部町

受 付 欄	台 帳 記 載 年 月 日	年 月 日
	台 帳 番 号	第 号
特 記 事 項		

※太線枠内のみ記載してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

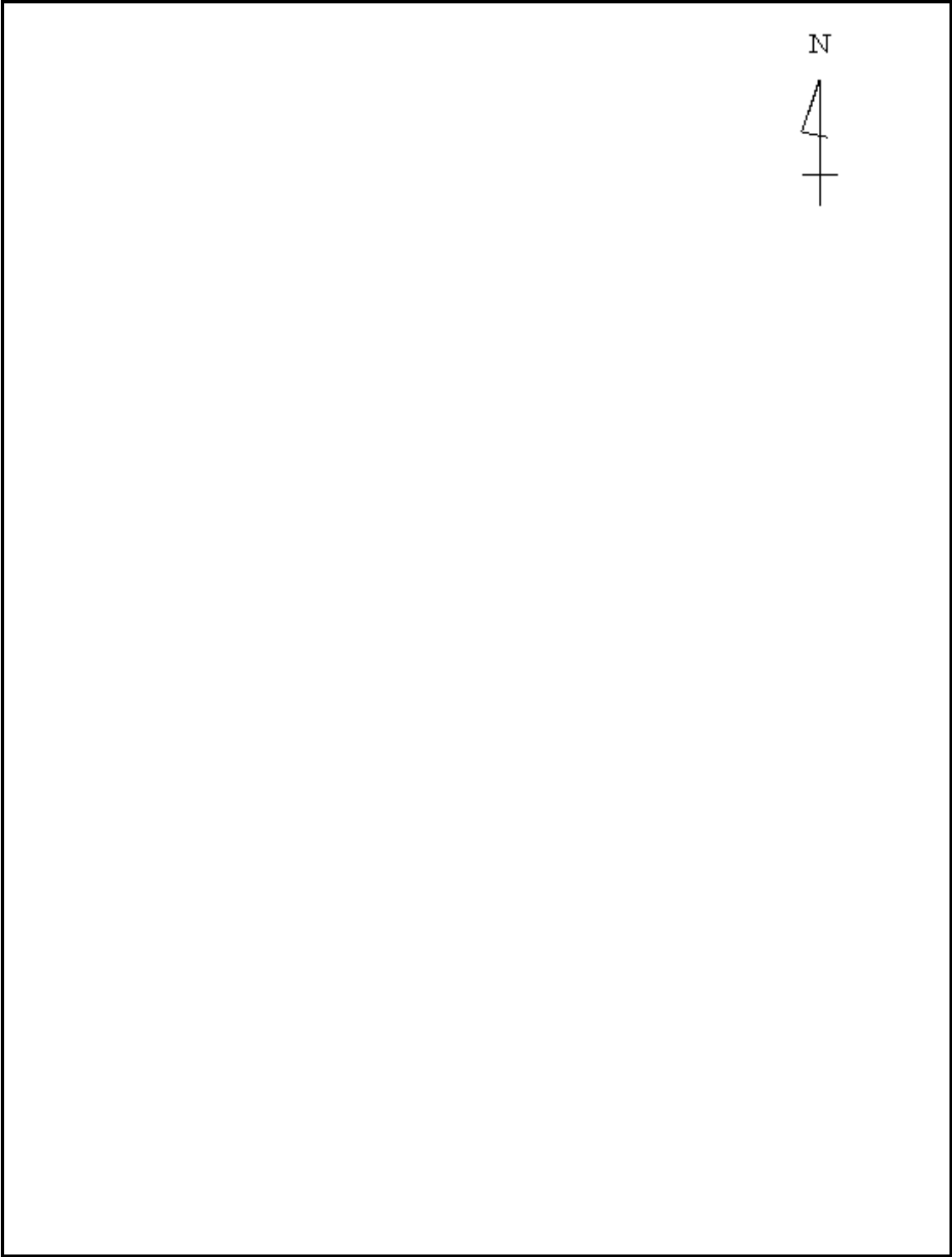
私道内下水管渠布設申請者名簿

図面対 象番号	住 所	氏 名	印	摘 要

借家等の場合は、建物所有者が申請人となります。

様式第 3 号（第 4 条関係）

私道の位置図、平面図及び土地所有者等の区画図



様式第 4 号（第 4 条関係）

私道に係る土地所有者等の下水管渠布設承諾書				
年 月 日				
砥部町長 様				
次の土地に下記の条件で公共下水道管渠を布設することを承諾します。				
私道の所在地	所 有 権 者 等			備考
	住 所	氏 名	印	

記

- 1 別途締結する私道敷使用貸借契約書に同意します。
- 2 上記の土地の所有権等を他に譲渡した場合は、その譲受人に対しこの承諾内容を承継させ、町に迷惑がかからないようにします。

様式第5号（第4条関係）

私道敷使用貸借契約書

砥部町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち次に掲げる土地（以下「土地」という。）を公共下水道管渠布設用地として、甲に無償で使用させるものとする。

所在地	地目	貸付面積	位置
	公衆用道路	私道敷 m ² のうち m ²	別添のとおり

（使用貸借期間）

第2条 土地の使用貸借期間は、公共下水道管渠敷としての用途を廃止するまでとする。

（権利義務の承継等）

第3条 乙が、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲受人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

（工作物建築の禁止）

第4条 乙は、当該土地の上に工作物を建築してはならない。

（布設替又は廃止の許可）

第5条 乙の都合により、公共下水道管渠の布設替又は廃止を要する場合は、甲に願い出て、許可を受けなければならない。この場合において、当該布設替又は廃止に要する経費は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第6条 乙がこの契約に違反し、甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し損害賠償をしなければならない。

（異議申立ての放棄）

第7条 乙は、土地に布設された公共下水道管渠が他地区の下水に連結されても、甲に異議を申し立てないものとする。

（原形復旧）

第8条 甲は、公共下水道管渠布設のため掘削を行った乙所有地について、原形復旧を行

うものとする。

(公租公課)

第9条 当該土地に対する公租公課は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この契約に疑義のある事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲)

砥部町長



(乙)



様式第 6 号（第 5 条関係）

私道内下水管渠布設可（否）決定通知書	
第 号 年 月 日	
申請代表者 住 所 氏 名 様	
砥部町長 印	
年 月 日付けで申請のあった私道内下水管渠布設については、次のとおり決定したので通知します。	
布 設 の 可 否	可 ・ 否
私 道 の 所 在 地	砥部町
使 用 面 積	私道 m ² のうち m ²
布 設 位 置	別紙のとおり
布 設 を 否 と し た 理 由	

様式第 7 号（第 6 条関係）

私道内下水管渠変更（廃止）申請書		
年 月 日		
砥部町長 様		
住 所		
申請者 氏 名		
連絡先（電話）（ ）		
法人にあっては代表者の氏名		
私道内に公共下水道管渠を布設されていますが、このたび都合により私有地内の公共下水道管渠を変更（廃止）したいので申請します。 なお、これに必要な経費は当方が負担します。		
決 定 番 号	第 号	
布 設 決 定 年 月 日	年 月 日	
布 設 場 所	砥部町	
布 設 位 置	別添のとおり	
変 更 （ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 （ 廃 止 ） 理 由		
添 付 書 類	関係権利者全員の承諾書	

受 付 欄	台 帳 記 載 年 月 日	年 月 日
	台 帳 番 号	第 号
特 記 事 項		

※太線枠内のみ記載してください。